

平成28年度  
後期高齢者医療保険料 納期一覧

期別	納期限
1期	8月31日(水)
2期	9月30日(金)
3期	10月31日(月)
4期	11月30日(水)
5期	12月26日(月)
6期	1月31日(火)
7期	2月28日(火)

8月初旬に「保険料額決定通知書」および「納入通知書」を発送しました。  
保険料の納め方は、年金からあらかじめ控除される「特別徴収」と、納付書で納める「普通徴収」の2通りが

お知らせ

お知らせ  
information

後期高齢者医療保険料の納期について

あります。

通知書に納付書が同封されていた方は、各期別の納期限(別表)内に忘れずに納付をお願いします。

※年度途中に新たに被保険者となった方や、保険料額が変更となった場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。詳しくは通知書などをご確認ください。

町民生活課  
72-6933

個人事業税の納期について

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。平成28年度の第1期分の納期限は8月31日(水)です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書により、納期限までに最寄りの金融機関で納付してください。

なお個人事業税は口座振替による納付も可能です。ご利用になりたい方は県中地方振興局県税部までお問い合わせください。ただし

今回新たに口座振替を申し込

込みされた場合は、第2期分(11月30日納期限)からの取り扱いとなりますので、ご注意ください。

県中地方振興局県税部  
課税第一課事業税チーム  
024-935-1251

国民健康保険から

ご存知ですか「第三者行為」

交通事故など第三者の行為により傷病が生じた場合でも、国保の保険証で治療を受けることができます。

この場合の治療費は、本来加害者が全額負担しますが、国保が原則となりますが、国保が医療費を一時立て替え、後日国保から加害者に請求することになります。

保険証を使用する際は、必ず町民生活課に連絡をしてください。連絡後は、速やかに「第三者行為の傷病届」を提出することが必要です。

なお加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故な

どについては国保が使えな

くなる場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。

町民生活課  
72-6933

児童扶養手当受給者の皆さん  
現況届提出の時期です！

児童扶養手当の受給者は、毎年1回現況届の提出が義務付けられています。

これは受給者の所得状況や児童の養育状態などが受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が支給されませんので、8月31日(水)までに必ず提出してください。

◇受付日

8月15日(月)  
午前9時から午後5時15分まで

8月16日(火)・17日(水)  
午前9時から午後7時まで

◇受付場所

子育て支援課(旧教育課事務所)小野新町字中通2

◇その他

手当の受給者には個別に通知していただきますので、必要書類を確認の上、提出してください。

※受付日に提出できない場合は、8月31日(水)までに子育て支援課まで必ず提出してください。

子育て支援課  
72-22212

特別児童扶養手当受給者の皆さん  
現況届の提出をお忘れなく！

特別児童扶養手当の受給者は、毎年1回現況届の提出が義務付けられています。

これは受給者の所得状況や児童の養育状態など受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が支給されませんので、8月31日(水)までに必ず提出してください。

◇受付日

8月17日(水)  
午前9時から午後7時まで